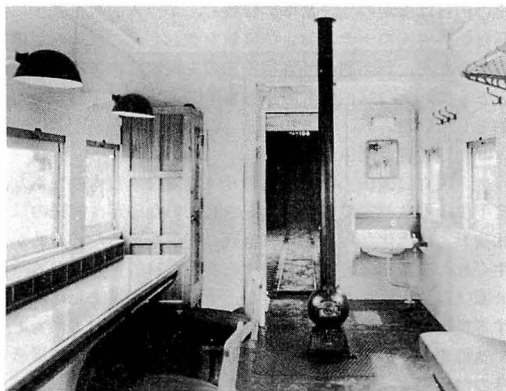




ボギー有かい緩急車（形式ワムフ100）室内

務用に使用する貨車であって、車掌弁・手ブレーキ等を備え付け、事故その他必要に応じて乗務員が列車を停車させる処置がとれるようになっている。緩急車を列車の後部（推進の場合は前部）に連結して、車掌を乗込ませるのが原則である。貨車の解結を行う列車には、必要に応じて列車の前部にも緩急車を連結することになっている。構造上から有かい緩急車および石炭緩急車に分れている。有かい緩急車は車掌室を設けた有かい車で、木製のものと鉄製のものがあり、一方には有かい車に準じて貨物を2tないし10t積載でき、一方には乗務員室を有する形のものが多く、最近ボギー車（ワムフ）で窓やイスの数もふやし、部屋を広くし便所・洗面所・暖炉なども備え付けたものができているが、これはほとんどワキ列車に連結して使用されている。また運用上では緩急車の中に車掌車も含まれ、車掌車は乗務員用の机・腰掛・区分棚・網棚・用品箱・長腰掛等を備え、窓を大きくし乗降に便利ように階段を2段にしてある。新製のものは鋼製である。石炭緩急車は乗務員室を有する石炭車で、乗務員室は構造上妻側に設けてある。九州地区にのみ使用されている。この石炭緩急車は石炭車に準じて貨物を積載することもできる。（中尾福三）

かんきょ 函渠 径間1~3mくらいの小径間の橋梁（りょう）で、この上にある厚さの覆土をもち、その上に軌道のある暗渠（あんきょ）。

形式上からは、けた、側壁、基礎が一体となっているラーメン構造と、鉄筋コンクリートのふたをもった鉄筋コンクリート構造とがある。ラーメン構造の函渠は、もっぱら鉄筋コンクリート造



函 渠

である。有蓋（ゆうがい）鉄筋コンクリート函渠はふたと側壁とからなり、ふたは鉄筋コンクリート、側壁はコンクリートで造られる。古いものには側壁にれんが・石を用いたものもある。

また鉄筋コンクリート函渠は地質に応じて側壁と基礎をつなぐものもある。（尾崎 寿）

かんこうえん 観光円 訪日観光外客の所持する外貨に対し、とくに有利な換算率を適用して提供される円貨。戦前外客誘致促進のためドイツで実施されたレジスタード・マークやイタリアで採用されていたツーリスト・リラと同様の構想にもとづくものであり、戦後一時スペインでも実施された。

わが国においてもホテル事業界や識者の一部からしばしばその実施を要望する声が出ているが、まだ実現をみるには至っていない。

なお国際条約等の制約等を考慮し、観光クーポン、つまり交通・宿泊・土産品の購入・観光的娯楽等観光のために必要な諸費用の支払にかぎって有効なクーポンを、有利な為替換算で提供する制度についても研究が進められている。

参考文献 「国際観光」誌 No. 15 (1950) 国井富士利稿 観光為替制度について。（国井富士利）

かんこうきゃく 観光客 (英) tourist 一般的な通念としては「観光を目的とする旅行者」と解されているが、国際的な統計用語としては広く国外旅行者、すなわち24時間以上（海上周遊船で訪れる者は24時間以内滞在する場合を含む）、1年以内の期間定位地以外の土地に旅行する者を総称している。

またわが国の運輸省観光局で集計している外客統計においては出入国管理令の規定にもとづき、観光客としての在留資格をもって入国した、本邦における在留許可期間が16日以上、60日未満（ただし相当の理由があるときは在留期間の更新が認められる）の者にかぎられている。——ツーリスト。（国井富士利）

かんこうぎょうせい 観光行政

1 沿革

わが国においては第2次世界大戦前には、観光行政としてはほとんどみらるべきものではなく、わずかに海外観光宣伝の面において、当時鉄道省の外局であった国際観光局によって若干の行政指導および助成が行われていたに止まる。ところが第2次世界大戦終結後は、国家の経済再建ならびに地方経済復興の1つの有力な手段として観光事業が採りあげられるようになり、これに伴ないつぎに述べるように観光施設、宣伝、旅行あっせん、通訳案内等に関する、いわゆる純然たる観光法規が相ついで制定され、かかる一連の観光法規の下に観光行政が強力に実施されるようになった。とくに戦後の観光行政の特色として、観光事業の指導取締りをおもな内容とする監督行政よりは、その積極的な育成を内容とする、いわゆる助長行政が中心となっていたことは注目し値するところである。

2 観光法規

観光行政の基盤をなすものは観光法規である。わが国における観光法規はまだ十分整備されていないが、戦後いくつかの観光法規が相ついで制定され、当面の行政運営にはあまり支障がないようになった。いまそのおもなものをあげるとつぎのようである。

(1) 観光事業全般に関する法規

ア 国際観光事業の助成に関する法律 本法は昭和24・12制定された助成法で外客誘致宣伝の実施、国際観光施設（たとえばホテルのような）の整備、外客接遇の充実等国際観光事業を行う非営利の法人に対し、予算の範囲内で政府がその事業の運営に要する経費の一部を補助することを目的としている。本法により補助金の交付を受けるためには、政令によって指定を受けなければならないのであって、現在その指定を受けているのは、対外観光宣伝の実施、国際観光施設の整備の促進、外客接遇の充実、観光観念の普及、国際観光事業に関する調査・研究等に当たるため昭和30・6設置された財団法人国際観光協会がある。

イ 観光事業審議会令 本令は昭和24・5総理府設置法の規定にもとづき制定されたものであり、観光事業に関する基本的計画の調査審議、観光事業に関し内閣総理大臣に建議およびその承認を得て関係各行政機関に勧告することをおもな任務と